



# 知っていますか、保険料の決まり方



保険料はどうやって決まっているの？

被保険者の人に納めていた  
 だく保険料は、「均等割額」と「所得割額」の合計額となります。

「年金収入－公的年金控除」、「給与収入－給与所得控除」など、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額。

被保険者の所得に応じて負担。  
 ※年金収入だけの被保険者については、年金収入額が153万円以下の場合、所得割額は課されません。

被保険者全員が均等に負担。

$$\text{均等割額}(40,467\text{円}) + \text{所得割額}\{(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除}33\text{万円}) \times 7.14\%\} = \text{年間保険料(限度額}50\text{万円)}$$

どのような場合、保険料が軽減されるの？

1. 平成21年度に新設された制度  
 波線の部分が58万円以下の人、「所得割額」が5割軽減されます。

$$(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除}33\text{万円}) \times 7.14\% \times 0.5 = \text{所得割軽減分の所得割額}$$

2. 期間限定の軽減措置  
 加入直前に健保組合等の被扶養者だった人は、平成21年度は、「均等割額」が9割軽減(4,046円/年)され、「所得割額」が免除されます。

3. 世帯の総所得金額  
 所得の低い世帯の被保険者は、つぎのとおり「均等割額」が軽減されます。

世帯の総所得金額（被保険者と世帯主の所得の合計額）		均等割額
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし）の場合	9割軽減 [4,046円/年]
	上記以外の場合	8.5割軽減 [6,067円/年]
33万円+24.5万円×世帯の被保険者数※を計算して得た金額以下の場合 ※被保険者が世帯主の場合は世帯主である被保険者を除いた数		5割軽減 [20,233円/年]
33万円+35万円×世帯の被保険者数を計算して得た金額以下の場合		2割軽減 [32,373円/年]

保険証の更新はいつあるの？

平成21年8月1日から、後期高齢者医療被保険証が変更になります。7月末までに水色の新しい保険証をお届けします。8月1日から使用してください。もし8月に入っても届かない場合は、お問い合わせ下さい。  
 また、8月1日以降に病院等にいく場合は、新しい保険証を提示して下さい。

※前年の1月～12月の所得状況を基に、負担割合を判定します。今までお持ちの保険証と一部負担金の割合が変更となる人がいます。（詳しくは6ページをご覧ください。）

問い合わせ

市民生活課医療年金係  
 ☎ 22-7734  
 広島県後期高齢者医療連合  
 業務課事業管理係  
 ☎ 082-502-3010